

中小企業不況対策相談室の設置について

1. 設置の必要性

バブル経済の崩壊に伴う平成不況は丸3年を迎えますが、民間設備投資や個人消費を始め好転の兆しは依然として見えないまま、長期化・深刻化しております。

企業倒産は販売不振などの不況型倒産が多数をしめ、失業率も2.6%と5年振りの高水準となり年の瀬を迎え今後増加することが予想される。

こうした不況の影響は中小企業・個人自営業者において特に厳しい状況となっている。

区としましては不況対策としてこれまで緊急特別資金の開設を始めとする商工融資の充実や商工相談員を増員し経営などの相談体制を拡充してきた。

年末を迎え、中小企業・個人自営業者の不況に関わる多様かつ深刻な相談内容に的確に応えられるよう現在商工相談で実施している経営・金融の他に法律・税務・年金保険の相談部門を設け実施する。

2. 相談内容

(1) 経営・金融	月～金曜日	(2) 法律	週2回	水・金	
(3) 税務	週2回	火・木	(4) 年金保険	週2回	火・木

3. 開設期間及び開設時間

平成5年12月16日(木)から平成6年3月31日迄

PM:13:00～16:00

4. 相談場所

本庁舎3F第7会議室

5. 諸経費(補正額)

相談員謝礼他 計1,722千円

不況対策臨時特別資金の創設について

平成不況は戦後最大の不況となり、長期化・深刻化し、当面回復の兆しは見いだせない状況である。この為、中小零細企業では売上の減少などにより事業継続に大きな影響を受けている。

この資金は、中小零細企業の当面の事業経営上必要な運転資金を区の「あっせん審査会」で審査し、区が損失補償したうえで取扱金融機関に紹介するものです。

1. 融資対象者

- (1) 小規模企業者（雇用従業員が商業・サービス業4名以下、製造業等10名以下）であること。
- (2) 最近3カ月又は1年間の売上高が前年同期と比較して10%以上減少している方。
- (3) 区の「緊急特別資金」を申し込み否決或いは減額された方。
- (4) 区の「緊急特別資金」を未だ利用していない方。
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種であること。
- (6) 区内に主たる事業所があり1年以上同一場所で同一の事業を営んでいること。
- (7) 前年度までの住民税・事業税を完納していること。

2. 融資条件

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 用途 | 運転資金 |
| (2) 限度額 | 200万円以内（「緊急特別資金」と合わせ500万円以内） |
| (3) 貸付利率 | 4.0% 但し本人負担利率は1.0% |
| (4) 返済期間 | 84カ月（据置12カ月含む） |
| (5) 連帯保証人 | 1人以上必要（保証能力のある方） |

3. あっせん審査会

区民部長・商工相談員・金融機関代表の3名で構成する「あっせん審査会」で金融機関にあっせんする
否か決定する。

4. 受付期間

平成5年12月16日から平成6年3月31日

5. 損失補償

区が金融機関に損失補償する（従って信用保証協会の保証は不要）

6. 諸経費（補正額）

利子補給等 計2,345千円

7. 予想受付件数

月30件 計100件

8. その他

この資金の利用者は「緊急特別資金」を申し込むことは出来ません。但し、借受中の残高と合計して
2,000万円を超えない範囲で、「緊急特別資金」以外の資金を申し込むことは可能です。

平成5年度豊島区中小商工業融資制度改定について

1. 融資利率の改定(平成5年12月16日以降貸付実行分より適用)

資金の種類	現 行				改 定			
	限度額	返済期間	利率(年利) 4.7%	信用保証料	限度額	返済期間	利率(年利) 4.0%	信用保証料
運転資金	万円 800	60カ月以内 (据置6カ月含む)	本人3.1% 区1.6%	60カ月 500万円	万円 800	60カ月以内 (据置6カ月含む)	本人2.8% 区1.2%	60カ月 500万円
設備資金	万円 1,500	84カ月以内 (据置6カ月含む)	本人3.1% 区1.6%	60カ月 500万円	万円 1,500	84カ月以内 (据置6カ月含む)	本人2.8% 区1.2%	60カ月 500万円
事業 転換資金	万円 800	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人2.9% 区1.8%	なし	万円 800	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人2.6% 区1.4%	なし
店舗 改装資金	万円 1,500	84カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.8% 区2.9%	貸付相当分 区負担	万円 1,500	84カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.5% 区2.5%	貸付相当分 区負担
公害防止 設備資金	万円 1,000	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人0.8% 区3.9%	貸付相当分 区負担	万円 1,000	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人0.5% 区3.5%	貸付相当分 区負担
中小企業 団体資金	万円 5,000	96カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.8% 区2.9%	貸付相当分 区負担	万円 5,000	96カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.5% 区2.5%	貸付相当分 区負担
小規模 企業資金	万円 500	60カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.8% 区2.9%	貸付相当分 区負担	万円 500	60カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.5% 区2.5%	貸付相当分 区負担
独立 開業資金	万円 800	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人2.9% 区1.8%	なし	万円 800	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人2.6% 区1.4%	なし
年末 特別資金	万円 300	12カ月以内 (据置2カ月含む)	本人1.8% 区2.9%	貸付相当分 区負担	万円 300	12カ月以内 (据置2カ月含む)	本人1.5% 区2.5%	貸付相当分 区負担
事業 活性化資金	万円 1,000	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.8% 区2.9%	貸付相当分 区負担	万円 1,000	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.5% 区2.5%	貸付相当分 区負担
災害事業 活性化資金	万円 450	60カ月以内 (据置6カ月含む)	本人0.5% 区4.2%	貸付相当分 区負担	万円 450	60カ月以内 (据置6カ月含む)	本人0.5% 区3.5%	貸付相当分 区負担
緊急 特別資金	万円 500	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.3% 区3.4%	貸付相当分 区負担	万円 500	72カ月以内 (据置6カ月含む)	本人1.0% 区3.0%	貸付相当分 区負担
不況対策臨 時特別資金	万円	カ月以内 (据置カ月含む)	本人 % 区 %		万円 200	84カ月以内 (据置12カ月含む)	本人1.0% 区3.0%	

2. 不況対策臨時特別資金は平成5年12月16日新設

中小企業不況対策相談室の設置及び不況対策臨時特別資金の創設に伴う利用状況について

(平成5年12月16日～平成6年2月23日現在)

1. 中小企業不況対策相談室の利用状況

(1) 経営・金融相談	270件	(2) 法律相談	5件
(3) 税務相談	5件	(4) 年金保険相談	0件
計 280件			

2. 商工相談所の利用状況

経営全般	(1) 来所相談	1,258件	(2) 電話相談	508件
計 1,766件				

3. 不況対策臨時特別資金の利用状況

(1) 受付件数	計	177件
(2) 斡旋審査会の開催	計	7回
(3) 斡旋決定件数	計	154件

4. 昨年度との比較

(1) 相談件数(1月末現在)

平成6年1月末累計 7,282件 / 平成5年1月末累計 5,850件 1.24倍

(2) 融資状況(1月末での単年度比較)

件数 2,454件(平成5年度) / 1,877件(4年度) 1.307倍
金額 8,732百万円(5年度) / 7,436百万円(4年度) 1.174倍